

仕様書

(業務名称)

第1条 各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画策定業務委託

(履行期間)

第2条 契約締結日から令和3年3月26日(金)まで

(履行場所)

第3条 各務原市教育委員会事務局教育施設整備推進室

(目的)

第4条 各務原市における特別支援学校に対する需要を踏まえ、市内で小中高一貫の特別支援学校を新設するため、施設規模等の検討に基づく整備候補地の選定など、事業実施に向けた基本構想・基本計画を策定する。

(業務内容)

第5条 本業務の内容は以下のとおりとする。

1. 計画概要

本業務の背景や目的を把握し、本仕様書に示す業務内容を確認した上で計画対象の作成や計画期間の設定を行う。

2. 基本構想の位置づけ

本市における小中高一貫の特別支援教育について基本理念を策定する。

3. 現状の把握と課題の整理

(1) 特別支援学校等の通学者の状況

特別支援学校、特別支援学級に就学する市内在住の児童生徒について、発注者から提供する資料に基づき、障がいの内容や通学的手段などを把握する。

(2) 本市の特別支援学校の状況

各務原市立各務原特別支援学校の施設の概要について把握する。新たに整備する特別支援学校については、現状の施設の機能等を踏まえて検討を行うとともに、既存施設の今後の利用方法について検討する。

(3) 特別支援学校通学者等の保護者アンケート調査

(1)の児童生徒及び児童発達支援を利用する未就学児の保護者等に対して意向調査を実施するにあたり、以下の業務を行う。

- ・ 調査票の設問設定
- ・ 調査結果の集計及び分析
- ・ 調査結果報告書の作成

なお、調査に伴い必要となる以下の①から④までの業務については、発注者側にて実施する。調査票回収後のデータ入力については、その後受注者が行う集計及び分析作業が容易となるよう、入力形式等については、発注者と受注者との協議により決定する。

- ① 調査票の印刷
- ② 発送用封筒及び返信用封筒の手配及び印刷
- ③ 調査票の封入、発送
- ④ 調査票の回収、データ入力

(4) 特別支援学校の将来就学者数(推計)

(1)で把握した児童生徒の状況に加え、児童発達支援を利用する未就学児及び障がいのある乳幼児の状況並びに関係する全国的な統計資料等を参考とし、将来本市の特別支援学校に就学する児童生徒数の推計を行う。

(5) 施設整備の課題

上記の現状把握及び意向調査の結果により、整備に向けた条件・可能性の分析、課題を整理する。また、小中学部、高等部の一貫校の施設を整備するうえで課題等を把握する。

4. 基本構想の策定

(1) 事例研究（施設関係者のヒアリングなど）

整備を行う特別支援学校について、同種の学校施設（県内及び都内を想定）を視察・内容の把握を行い、必要な情報収集を行う。内容によっては、現在整備されている施設関係者や教員などの聞き取り、専門知識を有する学識経験者、教育研究部門の専門家等から意見を聞き取り事例について研究を行う。

(2) 施設整備の基本方針

整備する施設について基本方針を定め、目標を検討する。

特別支援教育の総合的な観点や校舎整備面、運営管理面等に関する事業の基本方針、通学区域や対象児童生徒などの学級編制等の設置方針、管理運営方針等について検討し、全体のコンセプトを立案する。

(3) 施設候補地の選定

基本方針に基づく条件を分析した上で評価し、適切と考えられる整備場所（施設候補地案）を検討する。

発注者と協議の上、施設候補地について3箇所程度を対象に、現地調査及び資料等を収集・整理し、各候補地について現状分析の上、施設候補地の選定を行う。

なお、施設候補地については、発注者側で想定するエリアを3箇所程度示すが、必ずしもその中から選定しなければならないということではなく、別エリアから候補地を提案しても差し支えない。

(4) 整備機能・規模

上記で選定した施設候補地について、基本方針に基づく条件を分析し、整備する機能及び規模を定める。

設置する学級数及び児童生徒数の想定や既存の特別支援学校の施設構成等を踏まえ、必要諸室を想定し、学校施設の規模や機能について検討する。また、周辺道路、公共交通、環境、上下水供給処理、造成、調整池、雨水排水等の関連する基盤整備条件の整理や整備に向けた検討を行う。

(5) 施設配置方針

施設整備の基本方針を分析するなど、施設配置について方針を定める。

5. 基本計画の策定

(1) 施設整備案（配置、平面計画）の検討

整備基本構想を踏まえ、施設整備の考え方を整理し、敷地利用のゾーニング及び動線、施設規模等について検討し、施設配置図案（各階平面図、各立面図、内観図、鳥瞰図）を作成する。また、校舎等の構造計画、駐車場及び外構・植栽計画、造成計画、防災計画等を含む施設整備計画上の留意点を整理する。

(2) 諸室面積・条件・関係法令の整理

各教室、管理部門、共用部、体育関係等の必要諸室の面積及び考え方について整理し、あわせて整備に係る関係法規及び規制について対応の要否について検討し、整理する。

(3) 事業実施の課題

上記の現状把握及び意向調査の結果により、施設候補地の整備に向けた条件・可能性の分析、課題を整理する。

(4) 整備事業のスケジュール

開校までの全体整備事業スケジュールを検討する。

(5) 概算事業費の算定

開校に向けた整備に係る概算事業費を算出する。

6. 報告書のとりまとめ

各種検討結果を整備基本構想・基本計画として取りまとめを行う。

(中間報告)

第6条 第5条4(3)の施設候補地の選定を行った段階で中間報告を行うものとする。

(適用基準等)

第7条 本業務は以下にあげるものを適用する。受注者は業務の実施内容が下記の指針及び各種法令等に適合するよう業務を実施しなければならない。

・「特別支援学校施設整備指針」文部科学省

・その他関係法令等

(実施計画)

第8条 受注者は、契約後速やかに業務計画書、着手届、工程表、管理技術者、照査技術者届等を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

(協議)

第9条 受注者は、本業務の実施にあたり、調査職員と綿密な連絡、協議を行い、疑義が生じたときは、調査職員の指示を受けるものとする。

(工程管理)

第10条 受注者は、業務計画書に基づき、業務の進捗状況について随時調査職員に報告し、適切な工程管理に努めなければならない。

(責務)

第11条 本業務に必要な資料は、受注者が収集作業を行うものとする。これらの資料内容及び調査の成果は、外部へ情報漏洩することがあってはならない。なお、発注者が提供する資料について、破損や紛失などを生じた場合は、速やかに発注者へ報告し、指示に従うこと。

(疑義)

第12条 本仕様書に明示なき事項、又は疑義を生じた場合は、調査職員と協議の上、指示を受けるものとする。

(現地調査)

第13条 本業務の実施にあたり、現地調査が必要となる場合は、調査職員の承諾を得て行うものとし、調査者の身分を明らかにして、土地所有者や管理者と無用の軋轢を生じることがないように十分注意をしなければならない。

(検査)

第14条 受注者は、業務完了時には、成果品を整え速やかに発注者の検査を受けなければならない。

(契約代金の支払時期及び方法)

第15条 契約金額の支払方法は年一括払いとし、完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(成果品)

第16条 本業務の成果品は下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 各務原市特別支援学校整備基本構想・整備基本計画（簡易製本） | A4 版 50 部 |
| (2) 各務原市特別支援学校整備基本構想・整備基本計画 報告書 | 1 部 |
| (3) 上記報告書及び関連データ | 1 式 |

（その他）

第17条 受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

詳細については、教育委員会事務局教育施設整備推進室職員と協議しその指示に従うこと。

以上